

小田原市立新玉小学校保護者と教師の会（P T A）規約

第 1 章 会の名前と目的

第1条 この会は、小田原市立新玉小学校保護者と教師の会（新玉小学校P T A）といい事務所を新玉小学校におく。

第2条 この会は、保護者と教師が協力して、家庭、学校及び社会での子どもの幸福な成長をはかるとともに、会員相互の教養を高めることを目的とする。

第 2 章 会の活動と方針

第3条 この会は、第2条の目的を達成するために、次の活動をする。

1. 民主主義について理解を深め、これをおしすすめる。
2. 家庭と学校との緊密な連絡によって、子どもの生活環境をよくし、その生活を指導する。
3. 公費による教育費を充実することにつとめる。
4. 会員の教養をたかめるための成人教育活動をする。
5. その他、この会の目的に役立つ仕事をする。

第4条 この会は、教育のための自主的な民主団体として、次の方針に従って活動する。

1. 特定の政党や宗教にかたよらない。
2. ほかの団体の支配、統制、干渉を受けない。
3. 営利だけを目的とする行為は行わない。
4. この会の、またはこの会の役員の名で、公私の選挙運動に関係しない。
5. 学校の行事、文化、福祉のために活動する他の団体や機関と協力しあう。

第 3 章 会 員

第5条 この会の会員となることができる者は、次の通りである。

1. 新玉小学校に在籍する子どもの保護者。
2. 新玉小学校に勤務する職員。

第6条 会員の会費は、次の通りとする。

1. 一家庭、年額4, 0 0 0円とする。
2. 年度途中の転出入時は、月額4 0 0円（8月・3月を除く）として月割で精算する。

第7条 会員は、すべて平等の権利と義務をもつ。

第 4 章 経 理

第 8 条 この会の活動に必要な経費は、会費、事業収入でまかなう。

第 9 条 この会の経理は、総会で承認された予算にしたがって行われる。

第 10 条 この会の予算は、会計監査をうけた後、総会に報告し、承認を得る。

第 11 条 この会の会計年度は、4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。

第 5 章 役 員

第 12 条 この会の役員は、次の通りとする。

1. 会 長 1名（保護者）
2. 副会長 3名（保護者2名と教師1名）
3. 書 記 2名（保護者1名と教師1名）
4. 会 計 1名（保護者1名）

第 13 条 役員は、他の役員、会計監査をかねることができない。

第 14 条 役員は、総会において多数決で選出される。

第 15 条 役員任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年とする。再任は差し支えない。

(1) 会長に欠員が生じたときは、副会長が昇格する。任期は、前任者の残任期間とする。

(2) 会長以外の役員に欠員が生じた場合は、運営委員会がこれを補充する。

任期は、前者の残任期間とする。

第 16 条 役員職務は、次の通りとする。

1. 会長はこの会を代表し、次の職務を行う。
 - (1) 総会、運営委員会及び役員会を招集し、その会議を司る。
 - (2) 他の役員及び校長と協議して、常任委員会及び特別委員会の正、副委員長を委嘱する。
 - (3) 会計監査委員、役員候補者推薦委員会をのぞくすべての集会に出席して、意見を述べることができる。
2. 副会長は会長を助け、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
3. 書記は、次の職務を行う。
 - (1) 総会および運営委員会の議事や、この会の活動に関する重要事項を記録する。
 - (2) 会長の指示に従って、会合の通知や書類の保管など、この会の職務を行う。
4. 会計は次の職務を行う。
 - (1) 総会で決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。
 - (2) 4月総会において、会計監査委員会の監査を経た決算報告をする。
 - (3) この会の財産を管理する。
 - (4) 予算の立案について協力する。
5. 会長が必要と認めるときは、特別職を置くことができる。

第 6 章 会 計 監 査 委 員

- 第 17 条 この会の経理を監査するため、2 名（保護者 1 名と教師 1 名）の会計監査委員を置く。
- 第 18 条 会計監査委員は、随時この会の経理を監査し、総会に報告する。
- 第 19 条 会計監査委員は、総会で選出し、任期は第 15 条役員の場合と同じである。

第 7 章 役 員 ・ 会 計 監 査 委 員 候 補 者 推 薦 委 員 会

- 第 20 条 役員及び会計監査委員の候補者を推薦するときは、役員・会計監査委員候補者推薦委員会（以下、推薦委員会という。）を置く。
- 第 21 条 推薦委員会の構成や選出の方法は、細則できめる。

第 8 章 総 会

- 第 22 条 総会は、全会員を以て構成され、この会の最高決議機関である。
- 第 23 条 総会は、定期総会と臨時総会がある。総会は、会員の 3 分の 2 以上をもって成立する。（委任状を含む。）定期総会は、4 月、3 月に開く。臨時総会は、運営委員会が必要と認めたときと、会員の 10 分の 1 以上の要求があったとき開く。
- 第 24 条 総会の議事は、出席者の過半数できめる。

第 9 章 運 営 委 員 会

- 第 25 条 運営委員会は、役員・専門委員・学年委員会の正副委員長及び校長を以て構成する。
- 第 26 条 運営委員会は、次の仕事をする。
1. 常任委員会によって立案された事業計画を審議検討し、連絡調整をはかる。
 2. 総会に提出する議案を作成する。
 3. 総会で委任された事項を処理する。
 4. その他運営に必要な事項を処理する。
- 第 27 条 運営委員会は、会長が必要と認めたときと、運営委員会の半数以上の要求があったときに開く。
- 第 28 条 運営委員会は、委員の 2 分の 1 以上で成立し、議事は、出席者の過半数できめる。

第 10 章 常 任 委 員 会 及 び 特 別 委 員 会

- 第 29 条 この会の活動事項について、調査・立案するために、常任委員会として専門委員会、学年委員会を置く。
- 第 30 条 特別な事項について必要があるときは、特別委員会を設けることができる。特別委員会について必要な事項は、細則できめる。

第 11 章 細 則

第 31 条 この会の運営に必要な細則は、運営委員会が定める。

第 32 条 運営委員会で細則をきめたり、改廃したりした場合は、総会に報告する。

第 12 章 会員の個人情報取扱いについて

第 33 条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「新玉小学校 PTA 個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

第 13 章 改 正

第 34 条 この規約は、総会で出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正できない。
なお、改正案は、少なくとも総会の10日前に、全会員に知らせる。

第 14 章 付 則

第 35 条 この規約は、昭和23年6月17日から実施する。

- (1) この規約は、昭和35年 2月12日一部改正し、4月1日より実施する。
- (2) この規約は、昭和38年 2月12日に改正し、4月1日より実施する。
- (3) この規約は、昭和42年 2月 7日一部改正し、4月1日より実施する。
- (4) この規約は、昭和48年 4月23日一部改正し、実施する。
- (5) この規約は、昭和49年 3月18日一部改正し、4月1日より実施する。
- (6) この規約は、昭和53年 3月17日一部改正し、4月1日より実施する。
- (7) この規約は、昭和54年 3月16日一部改正し、4月1日より実施する。
- (8) この規約は、昭和57年 3月17日一部改正し、4月1日より実施する。
- (9) この規約は、昭和63年 3月15日一部改正し、4月1日より実施する。
- (10) この規約は、平成 2年11月21日一部改正し、実施する。
- (11) この規約は、平成11年 3月10日一部改正し、4月1日より実施する。
- (12) この規約は、平成20年3月14日一部改正し、4月1日より実施する。
- (13) この規約は、平成23年12月13日一部改正し、実施する。
- (14) この規約は、平成26年2月19日一部改正し、4月1日より実施する。
- (15) この規約は、令和 4年3月 4日一部改正し、4月1日より実施する。
- (16) この規約は、令和 4年6月29日一部改正し、7月1日より実施する。
- (17) この規約は、令和 8年6月30日一部改正し、7月1日より実施する。